

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 ー第2弾ー
(中小・小規模事業者関連事項)

令和2年3月10日に発表された標記対応策について、中小・小規模事業者関連は以下のとおり。

1. 金融（資金繰り）関係

日本公庫等による総額1.6兆円規模の金融措置を講じる（第1弾の5000億円措置含む）

(1) 日本公庫に特別貸付制度を創設（別紙参照）

売上高が減少している中小・小規模事業者に対し低利、無担保、据置期間最長5年の貸付制度を創設する。

(2) マル経の別枠の創設【コロナマル経】（別紙参照）

マル経に別枠（1,000万円）を措置し、金利を3年間0.9%引下げ。

※東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨及び令和元年台風第19号等の際に「災害マル経」を措置。ほぼ同様の措置。

(3) 特別利子補給制度の創設

上記(1)のコロナ対策特別貸付を受けた際の金利低減部分の金利相当額を助成する制度（制度スキーム・取扱機関は未定）。

<要件>

①対象者と要件

対象者	要件
個人：個人事業主（フリーランスを含み、小規模に限る）	要件無し
法人：小規模事業者	売上高15%以上減少
法人：小規模事業者以外	売上高20%以上減少

※ 東日本大震災の際にも、一部の直接被害者に対して、同様の措置を講じている。当時の取扱機関は中小機構（高度化資金を活用）

②利子補給

借入後当初3年間。補給対象上限は3,000万円（国民事業）、1億円（中小事業）
(いずれも、特別貸付制度の低減利率の適用範囲に限る。)

(4) セーフティネット保証<第1弾で実施、第2弾で規模拡充>（別紙参照）

一般枠と別枠で2.8億円の保証（第4号と第5号は合算）。

①セーフティネット保証（第4号）…地域指定

幅広い業種で影響が生じている地域を指定。3月2日に全都道府県を指定
②セーフティネット保証（第5号）…業種指定
特に重大な影響が生じている業種を指定。3月6日に宿泊業、飲食業等を追加。

(別紙)

■新型コロナウイルス感染症にかかる日本公庫特別貸付とマル経の別枠の比較表（両制度とも1月29日貸付分から遡及適用可能）

	日本公庫 特別貸付（コロナ特貸）	コロナマル経（国民事業のみ）
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 最近1ヵ月の売上高が対前年又は前々年同期比で5%以上減少 ● 中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 最近1ヵ月の売上高が対前年又は前々年同期比で5%以上減少
貸付限度額	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民事業：別枠6,000万円（無担保） ● 中小事業：別枠3億円（無担保） 	別枠1,000万円（本枠を併せて3,000万円）
貸付期間（据置）	<ul style="list-style-type: none"> ● 設備資金：20年以内（5年以内） ● 運転資金：15年以内（5年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 設備資金：10年以内（4年以内） ● 運転資金：7年以内（3年以内）
貸付利率 ※金利は国民事業（3/11現在） ※既往債務の借替の場合は、低減利率の適用不可（新規借入のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ● 3,000万円（国民）/1億円（中小）以内の部分 当初3年間：災害金利（基準）から0.9%引下げ 1.36% - 0.9% = 0.46% 3年経過後：災害金利（基準） ● 3,000万円超（国民）/1億円超（中小）の部分 災害金利（基準）（1.46%） <p>※低減利率適用部分（0.9%引下げ）については特別利子補給制度と併用可（一部実質無担保）</p>	<p>当初3年間：マル経金利から0.9%引下げ 1.21% - 0.9% = 0.31% 3年経過後：マル金利</p> <p>※特別利子補給制度と併用は<u>不可</u></p>

■セーフティネット保証（第4号）と（第5号）の比較表

	第4号（地域指定）	第5号（業種指定）
対象地域・業種	<ul style="list-style-type: none"> ● 国が幅広い業種で影響が生じている地域を指定 ● 3月2日に全都道府県を指定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国が特に重大な影響が生じている業種を指定 ● 3月6日に宿泊業、飲食業など40業種を追加指定
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 売上高が前年同月比<u>▲20%以上減少等</u>の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ● 売上高が前年同月比<u>▲5%以上減少等</u>の場合
保証枠	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般枠とは別枠で最大2.8億円（第4号と第5号で合算） 	
手続き	<ul style="list-style-type: none"> ● 本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行う ● 希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込み 	

2. 雇用関係

(1) 雇用調整助成金<既報>

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に支払った休業手当や賃金等の一部を助成。

<要件>

①対象者

売上高等が10%以上減少している新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

②助成率

中小企業 2/3 大企業 1/2

※緊急事態宣言を発出した地域（現時点では北海道のみ）は、助成率を引き上げ

(2) 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援①<既報>

小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金。

<要件>

①対象者

子どもの世話をを行うことが必要になった労働者に対し、年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇をさせた事業主

②支給額

休暇中に支払った賃金相当額 10/10 （日額上限 8,330 円）

③適用日

令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

(3) 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援②（いわゆるフリーランス）

個人で就業する予定であった者にも、業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの要件を満たす場合、日額4,100円（定額）を支援。

3. 生産性革命推進事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも取り組む事業者に対し、加点措置を行う。

(1) 持続化補助金

3月10日（火）公募要領公開、3月13日（金）申請受付開始

<加点要件>

①直接的な影響

役員や従業員が罹患した場合（病院等の診断書添付）

②間接的な影響

前年同月比10%以上の売上減少（市町村が発行する売上減少証明書）

(2) ものづくり補助金

3月10日(火) 公募要領公開、3月26日(木) 申請受付開始

<加点要件>

サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資等に取り組む事業者
(影響を受けている客観的事実を証明するための書類添付)

<事前着手>

影響を緩和させるための有効な設備投資等であると認められる場合に限り、補助金交付決定前であっても発注・購入・契約等を可とする(事務局の承認が必要)

その他

(1) 観光業への対応

- ・観光地域づくり法人等による観光資源を活用した旅行コンテンツの造成
- ・キャッシュレス化や多言語表示、バリアフリー化等の訪日外国人旅行者受入環境整備を支援する。

終息の後には、官民一丸となってキャンペーンを実施。

(2) 行政手続関係

- ①所得税等の申告・納付等の期限の延長(令和2年4月16日まで)
- ②国直轄の公共工事等について、受注者の申し出がある場合に令和2年3月15日まで一時中止や工期の延長の措置等

(別添)

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策関連資料 一覧（3月12日時点）

以下のとおり、各支援策のパンフレット等が公表されておりますので、ご活用ください。
なお、今後変更や詳細決定がされていくこともありますので、最新の情報を確認の上、相談対応をお願いいたします。

1. 事業者向け全般

事業者向けの支援策全般が記載されているパンフレット

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ [経済産業省]

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

2. 金融関連 [経済産業省]

日本公庫の特別貸付／特別無利子制度／コロナ対策マル経／セーフティネット保証等の各事業が1枚にまとめて記載されているPR資料

新型コロナウイルス感染症の影響への対応に関する予備費（経済産業省関連）のPR資料

https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2019/pdf/20200310_03.pdf

3. 雇用関係 [厚生労働省]

(1) 雇用関係対策全般

雇用調整助成金の特例措置や保護者の休暇支援等の支援策をまとめたリーフレット

コロナ支援策をまとめた事業主向けのリーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000606428.pdf>

(2) 雇用調整助成金の特例

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に支払った休業手当や賃金等の一部を助成する制度の概要資料

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い雇用調整助成金においては追加特例を実施しております

<https://www.mhlw.go.jp/content/000606555.pdf>

(3) 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（労働者が休暇を取る場合）

小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金の概要資料

リーフレット（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金）【詳細版】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000605827.pdf>

(4) 小学校等の臨時休業に伴う保護者支援（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

個人で就業する予定であった者にも、業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けている者（いわゆるフリーランス）向けの支援の概要資料

小学校等の臨時休業に対応する保護者支援の創設（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000606357.pdf>

(5) 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

事業者が講じる対策等についてQ&A方式で記載されているページ（パンフレットではありません）。

新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html